

納税準備預金

(平成24年 9月 3日現在)

商品名	・納税準備預金	
販売対象	・法人および個人の方	
期間	・期間の定めはありません	
預入	預入方法	・随時預入
	預入金額	・1円以上
	預入単位	・1円単位
払戻方法	・原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払戻しできます	
利息	適用金利	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します
	利払方法	・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます
	計算方法	・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位100円とした1年を365日とする日割計算
税金	・利息に税金はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、法人は総合課税となります。個人は20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります (ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは所得税はかかりません) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。	
手数料	—	
付加できる特約事項	—	
中途解約時の取扱い	—	
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください	
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9時~17時、電話:03-3517-0120-173017)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249) 仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室また全国しんきん相談所(9時~17時電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス室または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	



その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率によって計算します・この預金は預金保険の対象となり、1金融機関ごとに預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます
-------------------	---

